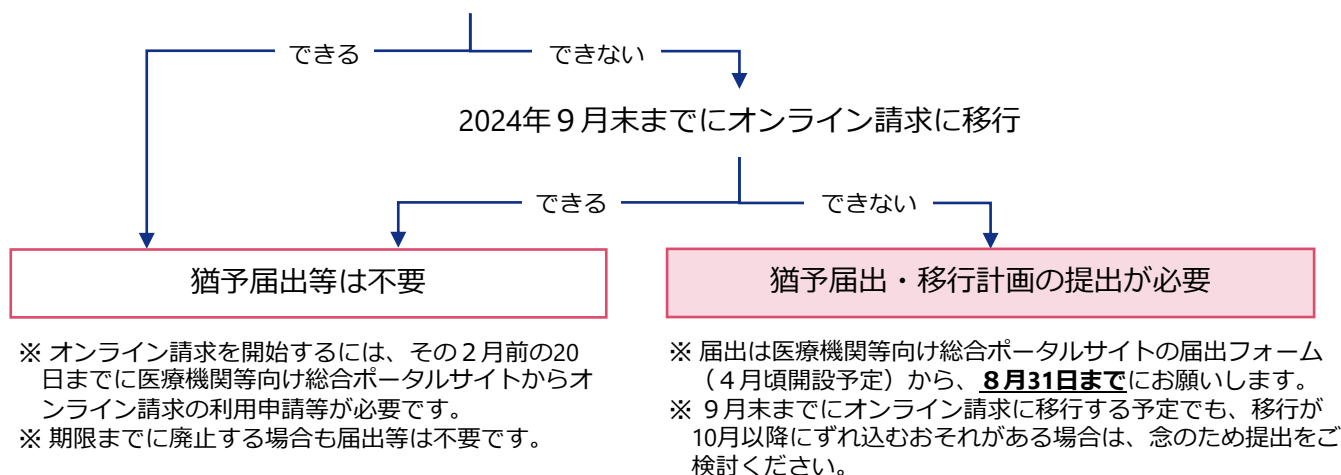


現在、光ディスク等や紙レセプトで 請求を行っている医療機関・薬局の皆さまへ

- 2024年度から、法令に基づき、レセプトの請求方法の取扱いが変わります。
- オンライン請求が基本的な請求方法となり、現在、光ディスク等や紙レセプトで請求を行っている医療機関・薬局の皆さまも、オンライン請求への移行をご検討ください。
- **光ディスク等や紙レセプトでの請求を続ける場合には、以下のとおり、届出等の提出が必要になりますので、期限までに届出等を行うようお願いします。**

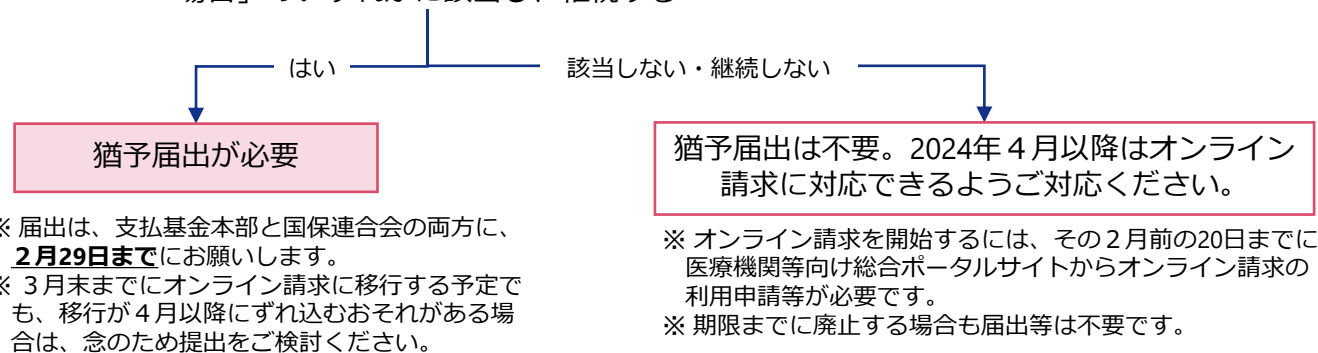
1 現在、光ディスク等で請求を行っている

2024年3月末までにオンライン請求に移行



2 現在、紙レセプトで請求を行っている

2024年4月以降も「紙レセプト請求が継続できる場合」のいずれかに該当し、継続する



紙レセプト請求が継続できる場合

※かつて届出を行った類型に則してご検討ください。
【1】レセコンを使用していない（手書き請求）
【2】常勤医師等が高齢で、最も若い者の生年月日が右の表の日付以前である

| | |
|-------------------|-----------|
| レセコンを使っている薬局 | 1944年4月1日 |
| レセコンを使っている医科診療所 | 1945年7月1日 |
| レセコンを使っている歯科診療所 | 1946年4月1日 |
| レセコンを使っていない診療所・薬局 | |